

新車リース仕様書

1. 車両について
 - ・新車リース 1台（別紙「新車リース（小型乗用車または普通乗用車）仕様書」のとおり）
2. 納車場所
 - ・吹田市水道部
吹田市南吹田3丁目3番60号
3. リースに含まれる費用
 - ・車両価格
 - ・自賠責保険料
 - ・自動車重量税
 - ・自動車取得税
 - ・自動車税
 - ・リサイクル料
 - ・登録諸費用
 - ・メンテナンスサービス料（管理整備費用）

※任意保険については、水道部負担で（社）全国市有物件災害共済会に加入するので、リース料には含めないこと。
4. メンテナンスサービスの内容
 - ・法定定期点検
 - ・車検整備
 - ・スケジュール点検（6か月毎）
 - ・故障修理
 - ・ロードサービス
 - ・タイヤ交換、パンク修理（スタッドレスタイヤは除く）
 - ・バッテリー交換
 - バッテリーを定期的に点検し、バッテリーの使用は最高でも4年とすること。
 - バッテリー使用4年未満についても、バッテリーが使用できなくなった場合は交換すること。また、バッテリーが上がった時は充電をすること。
 - ・オイル、オイルフィルター交換（年1回以上）
 - ・各種消耗品交換（油脂類・ベルト類・ブレーキパッド、ワイパー等）
 - ・代車提供（車検・一般整備で長期間（1週間以上）見込まれる場合、同等の代車で初日から）
 - ・メンテナンスデータ報告
 - 車検や定期点検時の整備報告書（整備工場の様式可）を提出すること。

5. 整備工場について

- ・整備工場は、吹田市内の業者であり、吹田市水道部よりおおむね半径 3 km 以内にあること。

6. 登録希望日

車種	台数	登録希望日
小型乗用車または普通乗用車	1 台	令和 7 年 1 月 6 日

※ 調達が困難な場合、協議により令和 7 年 3 月 31 日までの別途指定する登録希望日までの登録を認める。ただし、納車日は令和 7 年 3 月 31 日までとすること。

また、昨今の社会情勢を鑑み、半導体等の原材料不足や工場閉鎖等に起因し、一義的に受注者の責めに帰することができない事由により、当該年度内に調達が困難となった場合は、双方協議の上契約を解除することを可とする。ただし、この場合における当該年度内の車両調達の可否の判断期日は令和 7 年 2 月 28 日とする。

納車日は、登録希望日から 3 開庁日程度の猶予期間を設ける。

7. リース期間

- ・登録した日の属する月の初日から 84 か月

8. その他

- ・整備工場への入庫は水道部まで引取りにくること。
- ・水道部所有の無線機を車両に積載することを認めること。
- ・リース会社、整備工場の窓口、担当者の連絡網等を明確にすること。
- ・故障時等使用に支障が生じるような場合は、万全な体制で迅速に対応すること。
- ・車両の整備については、関係法規を遵守すること。
- ・吹田市水道部の長期継続契約の契約書をもって契約すること。
- ・本仕様書に基づく契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 号の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合、この契約を変更し、又は解除することができる。
- ・本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、水道部と協議の上、決定すること。